



---

# 商工会用 マニュアル

**Version 6.6**  
**差分マニュアル**

2012年2月6日公開



# 目 次

Ver.6.6の主な改修ポイント	・・・	4
1 消費税申告書の印刷処理について		
1 付表の入力値チェック追加	・・・	5
2 所得税平成23年度税制改正対応		
1 退職区分の廃止	・・・	6
2 震災関連寄附金項目追加	・・・	8
3 障害者区分の廃止、及び 障害者控除入力欄の追加	・・・	10
4 扶養親族入力の変更	・・・	12
5 項目（29）区分の変更	・・・	15
6 住宅借入金等特別控除区分 の追加	・・・	17
7 政党等寄附金特別控除区分 の追加	・・・	20
8 所得の内訳の変更	・・・	23
9 事業専従者に関する事項の変更	・・・	25
10 扶養親族入力欄の追加	・・・	28
3 所得税確定申告書（収入・所得） の変更		
1 不動産所得における金額への 対応	・・・	29
2 不動産所得における金額の チェック	・・・	30
4 所得税確定申告書（各保険控除） の変更	・・・	31
5 所得税確定申告書（配偶者扶養控 除）の変更	・・・	32

# 目 次

6	所得税平成23年度震災対応 (Ver.6.6.1より対応)	
1	被災者損失申告有無の選択	・・・ 33
2	被災者損失申告用画面の追加	・・・ 36
3	所得税確定申告書印刷の変更	・・・ 37

# Ver.6.6の主な改修ポイント

Ver.6.6の改修の中心は、平成23年度税制改正に合わせた所得税申告書準備処理画面の変更です。所得税申告書は、子ども手当（平成22年度創設）への対応等により、特に第二表を中心に大幅な様式変更が行われています。

## ○ 所得税申告書(雑損控除等)

震災関連寄附に係る寄附金控除の特例の創設

## ○ 所得税申告書(各保険控除)

※入力方式の変更

## ○ 所得税申告書(配偶者扶養控除)

扶養控除の見直しと、それに関連した様式変更に伴う仕様変更

## ○ 所得税申告書(税金の計算)

住宅借入金等特別控除等の適用期間に係る特例の創設

認定NPO法人寄附金特別控除の創設

公益社団法人等寄附金特別控除の創設

震災関連寄附に係る寄附金税額控除の特例の創設

電子証明書等特別控除の見直し

## ○ 所得税申告書(所得の内訳)

様式変更に伴う仕様変更

## ○ 所得税申告書(事業専従者)

様式変更に伴う仕様変更

## ○ 所得税申告書(住民税・事業税)

扶養控除の見直しに関連した様式変更に伴う仕様変更

## ○ 所得税申告書(繰越損失) ※Ver.6.6.1より対応

第四表に東日本大震災の被災者の方用の付表を追加

## 1 付表の入力値チェック追加

課税方式が簡易課税で、消費税申告書作成（付表）画面の「貸倒回収に係る消費税額」以外の項目に金額が入力されていた場合は、以下の画面でエラーメッセージを表示するように変更しました。

### 消費税申告書作成処理（付表）画面

消費税申告書作成処理（付表）

納税情報 > 金額情報 > 付表 > 申告書情報 > 申告書印刷

課税期間: 2010年度01月～12月 確定申告

付表の金額を入力して下さい。

付表:	100,000 円 ★
課税売上対応	22,220 円 ★
非課税売上対応	4,000 円 ★
控除税額の調整	500 円 ★
貸倒回収に係る消費税額	70,000,000 円

簡易課税の場合、★が付いている項目は0を入力して下さい。

Windows Internet Explorer

簡易課税の場合、「貸倒回収に係る消費税額」以外の項目は入力して下さい。

### 消費税申告書印刷画面

消費税申告書印刷

課税期間: 2010年度01月～12月 確定申告

控除額の計算方法

原則課税の計算:  比例配分方式  個別対応方式

簡易課税の場合:  簡便法  原則法

消費税申告書

付表

消費税申告書印刷

作成する帳票にチェックをいれて消費税申告書印刷ボタンをクリックして下さい。

1. PDFの設定

Acrobat Reader 5.0をお使いの場合

- ・印刷設定と調整の「ページの自動回転と中央配置」をチェックします

Adobe Reader 6～8をお使いの場合

- ・「ページ処理」の「自動回転と中央配置」をチェックします。
- ・「ページ処理」の「ページの拡大/縮小」は「なし」を選択してください。

以上の設定が完了しましたら、[OK] ボタンを押して下さい。

2. 注意事項

原則課税の場合

- ・比例配分方式を採用した場合、2年以上増税適用する必要があります。
- ・それ以降でなければ、個別対応方式に変更できません。

簡易課税の場合

- ・「1」の点及び「2」の点にも該当しない場合は、印刷できません。

Windows Internet Explorer

簡易課税の場合、「貸倒回収に係る消費税額」以外の項目は入力して下さい。

会、各種事項に係る消費税額からの逆算額に係る消費税額を控除して

## 2

# 所得税平成23年度税制改正対応

平成23年度税制改正にともなう「所得税確定申告書」の変更・追加及び「所得税の確定申告書B 第一表」、「所得税の確定申告書B 第二表」のレイアウト変更、「所得税の確定申告書B 第四表付表一・二」の追加に対応しました。

### 1 退職区分の廃止

1) 2011年度以降の退職区分の入力が不可となりました。

所得税確定申告書（損益通算）

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

譲渡所得と一時所得の符号を合わせる計算を行うため、金額を入力して、「登録」ボタンを押してください。

通常所得 0円

所得の種類	区分等 所得の生じる場所	(A)収入金額 (B)必要経費等	(C)差引金額(A)-(B) (譲渡通算前金額)	特別控除額	所得通算前金額 (譲渡・一時通算前金額)
譲渡	短期	総合譲渡	0円 0円	0円 (0)円	0円 (0)円
		分離譲渡		※うち特定損失額 △ 0円	0円 (0)円
	長期	総合譲渡	0円 0円	0円 (0)円	0円 (0)円
		一時	0円 0円	0円	0円 (0)円
譲渡・一時通算前金額				0円	譲渡・一時通算後金額 0円
山林		0円			0円
退職		0円		0円	0円

特例適用条文

\* 短期分離譲渡、長期分離譲渡、株式等の譲渡、先物取引には対応していません。

改修前

所得税確定申告書（損益通算）

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

譲渡所得と一時所得の符号を合わせる計算を行うため、金額を入力して、「登録」ボタンを押してください。

通常所得 100,000,000円

所得の種類	区分等 所得の生じる場所	(A)収入金額 (B)必要経費等	(C)差引金額(A)-(B) (譲渡通算前金額)	特別控除額	所得通算前金額 (譲渡・一時通算前金額)
譲渡	短期	総合譲渡	0円 0円	0円 (0)円	0円 (0)円
		分離譲渡		※うち特定損失額 △ 0円	0円 (0)円
	長期	総合譲渡	0円 0円	0円 (0)円	0円 (0)円
		一時	0円 0円	0円	0円 (0)円
譲渡・一時通算前金額				0円	譲渡・一時通算後金額 0円
山林		0円			0円
退職		0円		0円	0円

特例適用条文

\* 短期分離譲渡、長期分離譲渡、株式等の譲渡、先物取引には対応していません。

改修後

2) 以前のバージョンで2011年度以降の所得税申告書データ作成を行われている場合は、登録ボタン押下時にクリア確認メッセージを表示するようにしました。

所得税確定申告書 (損益通算)

メニュー 検索

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

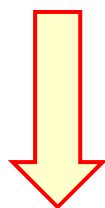
登録 クリア

譲渡所得と一時所得の符号を合わせる計算を行うため、金額を入力して、「登録」ボタンを押してください。

所得の種類		区分等 所得の生じる場所	(A)収入金額 (B)必要経費等	(C)差引金額(A)-(B) (譲渡通算前金額)	特別控除額	所得通算前金額 (譲渡・一時通算前金額)
経常所得 100,000,000円						
譲渡	短期	総合譲渡	0円	0円 (0)円	0円	0円 (0)円
		分離譲渡	0円	0円 (0)円	0円	0円 (0)円
	長期	総合譲渡	0円	0円 (0)円	0円	0円 (0)円
一時					0円 (0)円	0円 (0)円
一時通算後金額						0円
山林			0円	0円		0円
退職		自己都合	0円	0円		0円
特例適用条文						

以前のバージョンでデータが作成されている場合

× 短期分離譲渡、長期分離譲渡、株式等の譲渡、先物取引には対応していません。  
× 2011年度以降は退職の区分等の入力できません。



登録を押下時



## 2 震災関連寄附金項目追加

1) 震災関連寄附金の項目が追加となりました。

平成23年3月11日以後に支出した国に対する寄附金や、東日本大震災により著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄附金、東日本大震災義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したものをなどを入力します。

所得税確定申告書（雑損控除等）

改修前

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > **雑損控除等** > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

支払った医療費(A)	保険金などで補てんされる金額(B)	総所得金額×0.05 (C)	100,000円とCのいずれか少ない方の金額(D)	医療費控除額 (A-B-D)
0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

おむつ証明書

証明年月日	証明書の名称	証明者の名称(医療機関名等)
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

寄附金控除:

注意:(C)、寄附金控除額が、赤字の場合は0です。

寄附金の所在地	寄附先の名称	寄附金(A)	総所得金額×0.4 (B)	AとBのいずれか少ない方の金額(C)	寄附金控除額 (C-2,000円)
		0 円	0 円	0 円	0 円

所得税確定申告書（雑損控除等）

改修後

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > **雑損控除等** > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

支払った医療費(A)	保険金などで補てんされる金額(B)	総所得金額×0.05 (C)	100,000円とCのいずれか少ない方の金額(D)	医療費控除額 (A-B-D)
0 円	0 円	5,000,000 円	100,000 円	0 円

おむつ証明書

証明年月日	証明書の名称	証明者の名称(医療機関名等)
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

寄附金控除:

注意:(C)、寄附金控除額が、赤字の場合は0です。

寄附金の所在地	寄附先の名称	寄附金(A)	総所得金額×0.4 (B)	AとBのいずれか少ない方の金額(C)	震災関連寄附金(D)	総所得金額×0.8 (E)	C + DとEのいずれか少ない方の金額(F)	寄附金控除額 (F-2,000円)
福島	福島市役所	0 円	40,000,000 円	0 円	100,000 円	80,000,000 円	100,000 円	98,000 円

※寄附金控除を受ける場合には、寄附金特別控除を受けることはできません。  
 ※震災関連寄附金控除の適用を受ける場合には、震災関連寄附金の明細書並びに震災関連寄附金を受領した旨(震災関連寄附金である旨を含む。)震災関連寄附金の額及び震災関連寄附金を受領した年月日を証する書類の提示又は添付をする必要があります。



### 3 障害者区分の廃止、及び障害者控除入力欄の追加

1) 所得税確定申告書B第二表の扶養控除の扶養親族欄と住民税の扶養親族欄の変更に伴い、障害者控除の入力が変更となりました。

2011年度以降、障害者区分の入力を不可とし、障害者控除欄にて障害者の氏名・人数の入力をできるようにしました。

所得税確定申告書（配偶者扶養控除）

メニューへ 検索

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑控除等 > 各控除控除 > **配偶者扶養控除** > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

寡婦寡夫控除：  
寡婦寡夫区分  原因  寡婦寡夫控除額(18)

配偶者控除、扶養控除、障害者控除：

氏名	続柄	生年月日	障害者区分	その他
本人	国枝太郎	本人	1950年01月01日	学校名 <input type="text"/>
配偶者	国枝花子	配偶者	1950年12月31日	合計所得金額 <input type="text"/> 0円
勤労学生控除額(19)				配偶者(特別控除額(1,22)) 380,000円
扶養親族1	国枝一郎	子	1970年2月2日	老親区分 <input type="text"/> 扶養控除額 730,000円
扶養親族2	国枝二郎	子	1972年3月3日	老親区分 <input type="text"/> 扶養控除額 380,000円
扶養親族3	国枝三郎	子	1973年4月4日	老親区分 <input type="text"/> 扶養控除額 380,000円
扶養親族4				老親区分 <input type="text"/> 扶養控除額 0円
5人以上の場合、こちらに合計額を入力してください。→				障害者控除額 <input type="text"/> 0円
障害者控除額(20)			400,000円	扶養控除額(23) 1,490,000円

※5人以上の欄に金額が入力された場合は、それぞれ入力した金額が控除額として出力されます。  
※5人以上の欄に入力された金額は、万円未満切捨てで登録されます。

改修前

所得税確定申告書（配偶者扶養控除）

メニューへ 検索

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑控除等 > 各控除控除 > **配偶者扶養控除** > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

配偶者控除、扶養控除：

氏名	続柄	生年月日	障害者区分	その他
本人	国枝太郎	本人	1950年01月01日	学校名 <input type="text"/>
配偶者	国枝花子	配偶者	1950年12月31日	合計所得金額 <input type="text"/> 0円
勤労学生控除額(19)				配偶者(特別控除額(1,22)) 380,000円
扶養親族1	国枝一郎	子	1970年2月2日	老親区分 <input type="text"/> 扶養控除額 380,000円
扶養親族2	国枝二郎	子	1972年3月3日	老親区分 <input type="text"/> 扶養控除額 380,000円
扶養親族3	国枝三郎	子	1973年4月4日	老親区分 <input type="text"/> 扶養控除額 380,000円
扶養親族4				老親区分 <input type="text"/> 扶養控除額 0円
4人以上の場合、こちらに合計額を入力してください。→				扶養控除額 <input type="text"/> 0円
扶養控除額(23)				1,140,000円

※4人以上の欄に金額が入力された場合は、それぞれ入力した金額が控除額として出力されます。  
※4人以上の欄に入力された金額は、万円未満切捨てで登録されます。  
※2011年度以降は扶養親族の入力はできません。

障害者控除：

氏名	人数	障害者控除額
同居特別障害者	0人	0円
特別障害者	0人	0円
障害者	0人	0円
障害者控除額(20)		0円

改修後

2) 以前のバージョンで2011年度以降の所得税申告書データ作成を行われている場合は、登録ボタン押下時にクリア確認メッセージを表示するようにしました。

所得税確定申告書 (配偶者扶養控除)

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

登録 クリア

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

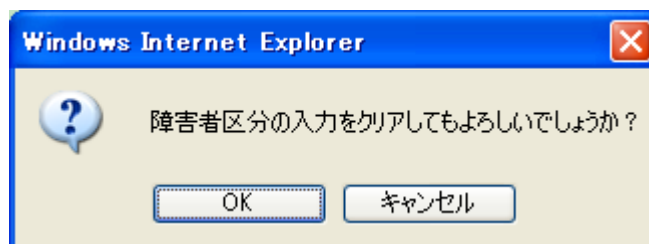
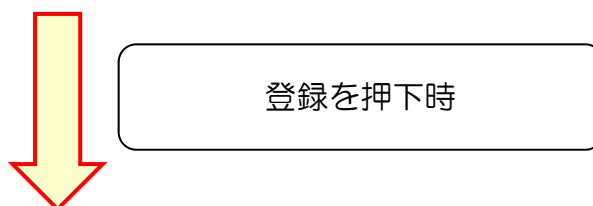
配偶者控除、扶養控除:

氏名	続柄	生年月日	障害者区分	その他	
本人 国税太郎	本人	1950年01月01日			
配偶者 国税花子	配偶者	1950年12月31日			
勤労学生控除(19) 380,000円 配偶者(特別)控除額(21,22) 380,000円					
氏名	続柄	生年月日	障害者区分	老親区分	扶養控除額
扶養親族1 国税一郎	子	1970年02月02日	障害者区分		380,000円
扶養親族2 国税二郎	子	1972年03月03日			380,000円
扶養親族3 国税三郎	子	1975年04月04日			380,000円
扶養親族4					0円
4人以上の場合、こちらに合計額を入力してください。→					扶養控除額 0円
					扶養控除額(23) 1,140,000円

※4人以上の欄に金額が入力された場合は、それぞれ入力した金額が控除額として出力されます。  
 ※4人以上の欄に入力された金額は、万円未満切捨てで登録されます。  
 ※2011年度以降は扶養親族の入力は3人までとなっております。

障害者控除:

以前のバージョンでデータが作成されている場合



## 4 扶養親族入力の変更

1) 所得税確定申告書B第二表の扶養控除の扶養親族欄と住民税の扶養親族欄の変更に伴い、2011年度以降の4行目の扶養親族の入力が不可となりました。

扶養親族が4人以上となる場合は、扶養控除額欄に合計金額を入力します。

所得税確定申告書（配偶者扶養控除）

メニューへ 検索

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > **配偶者扶養控除** > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

寡婦寡夫控除：  
寡婦寡夫区分  原因  寡婦寡夫控除額(18)

配偶者控除、扶養控除、障害者控除：

氏名	続柄	生年月日	障害者区分	その他	扶養控除額
本人	国税太郎	本人	1950年01月01日		
配偶者	国税花子	配偶者	1950年12月31日		
合計所得金額					0円
配偶者(特別)控除額(2,22)					380,000円
勤労学生控除額(19)					0円
氏名	続柄	生年月日	障害者区分	老親区分	扶養控除額
扶養親族1	国税一郎	子	1970年2月2日	同居特別障害者	730,000円
扶養親族2	国税二郎	子	1972年3月3日		380,000円
扶養親族3	国税三郎	子	1973年4月4日		380,000円
扶養親族4					0円
5人以上の場合、こちらに合計額を入力してください。→					
障害者控除額(20)					400,000円
扶養控除額(23)					1,490,000円

※5人以上の欄に金額が入力された場合は、それぞれ入力した金額が控除額として出力されます。  
※5人以上の欄に入力された金額は、万円未満切捨てで登録されます。

改修前

所得税確定申告書（配偶者扶養控除）

メニューへ 検索

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > **配偶者扶養控除** > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

配偶者控除、扶養控除：

氏名	続柄	生年月日	障害者区分	その他	扶養控除額
本人	国税太郎	本人	1950年01月01日		
配偶者	国税花子	配偶者	1950年12月31日		
合計所得金額					0円
配偶者(特別)控除額(2,22)					380,000円
勤労学生控除額(19)					0円
氏名	続柄	生年月日	障害者区分	老親区分	扶養控除額
扶養親族1	国税一郎	子	1970年02月02日		380,000円
扶養親族2	国税二郎	子	1972年03月03日		380,000円
扶養親族3	国税三郎	子	1975年04月04日		380,000円
扶養親族4					0円
4人以上の場合、こちらに合計額を入力してください。→					
扶養控除額(23)					1,140,000円

※4人以上の欄に金額が入力された場合は、それぞれ入力した金額が控除額として出力されます。  
※4人以上の欄に入力された金額は、万円未満切捨てで登録されます。  
※2011年度以降は扶養親族の入力は3人までとなっております。

改修後

2) 以前のバージョンで2011年度以降の所得税申告書データ作成を行われている場合は、登録ボタン押下時にクリア確認メッセージを表示するようにしました。

所得税確定申告書 (配偶者扶養控除)

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 保険控除 > **配偶者扶養控除** > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

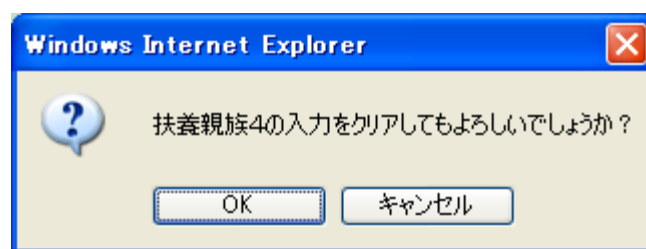
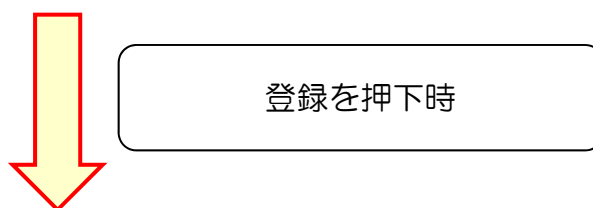
配偶者控除、扶養控除:

氏名	続柄	生年月日	障害者区分	その他	扶養控除額
本人 国税太郎	本人	1950年01月01日		学校名	
配偶者 国税花子	配偶者	1950年12月31日		合計所得金額	0円
		新卒学生控除額(円)		配偶者(特別)	380,000円
				21.22)	
氏名	区分	扶養控除額			
扶養親族1 国税一郎		380,000円			
扶養親族2 国税二郎	1972年03月03日	380,000円			
扶養親族3 国税三郎	1975年04月04日	380,000円			
扶養親族4 国税四郎	2000年05月05日	0円			
4人以上の場合、こちらに合計額を入力してください。⇒					扶養控除額
					扶養控除額(23)
					1,140,000円

※4人以上の欄に金額が入力された場合は、それぞれ入力した金額が控除額として出力されます。  
 ※4人以上の欄に入力された金額は、万円未満切捨てで登録されます。  
 ※2011年度以降は扶養親族の入力は3人までとなっております。

障害者控除:

以前のバージョンでデータが作成されている場合



- 3) 所得税確定申告書B第二表の扶養控除の扶養親族欄と住民税の扶養親族欄の変更に伴い、16歳未満の扶養親族は住民税の扶養親族欄で入力するようにしました。2011年度以降、所得税確定申告書において、16歳未満の扶養親族が入力されていた場合、登録ボタン押下時にエラーメッセージを表示するようにしました。

所得税確定申告書 (配偶者扶養控除)

収入・所得 > 損益通算 > 繰越控除 > 雑損控除等 > 合従控除 > **配偶者扶養控除** > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

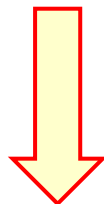
各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

配偶者控除、扶養控除:

氏名	続柄	生年月日	障害者区分	その他	扶養控除額
本人	国税太郎	本人	1950年01月01日		
配偶者	国税花子	配偶者	1950年12月31日		
勤労学生控除額(19)					0円
配偶者(特別控除額(2,22))					380,000円
氏名	続柄	生年月日	障害者区分	老親区分	扶養控除額
扶養親族1	国税一郎	子	1970年02月02日		380,000円
扶養親族2	国税二郎	子	1972年03月03日		380,000円
扶養親族3	国税四郎	孫	2005年06月06日		0円
扶養親族4					0円
4人以上の場合、こちらに合計額を入力してください。⇒					
扶養控除額(23)					760,000円

※4人以上の欄に金額が入力された場合は、それぞれ入力した金額が控除額として出力されます。  
 ※4人以上の欄に入力された金額は、万円未満切捨てで登録されます。  
 ※2011年度以降は扶養親族の入力は3人までとなっております。

障害者控除:



登録を押下時



## 5 項目(29)区分の変更

- 1) 項目(29) 区分の入力が1の場合の名称の文言を、「投資・リース税額等」から「投資税額等」に変更しました。

所得税確定申告書（税金の計算等）

メニューへ 戻る

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > **税金の計算等** > 所得税印刷

第二部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

**改修前**

税金の計算: \* 分離課税の無い方は、税額(分離用の記入は必要ありません。)

税額(27)	自動計算	0	円	(特定増改築等)			
	分離用	0	円	住宅借入金等特別控除(30)			
項目(29)	区分(1のみ可)	1		政党等寄附金特別控除(31)		0	円
	名称	投資・リース税額等		住宅耐震改修特別控除	区分		
	金額	0	円	住宅特定改修・認定長期優良	(1~3可)		金額 0
				住宅新築等特別税額控除			
				(32)~(34)			
				電子証明書等特別控除(35)		0	円 ☆
				災害減免額(37)		0	円
				外国税額控除(38)		0	円
				予定納税額(41)		0	円
				(第1期分・第2期分)			

\* 各種特別控除欄を入力する際は、控除額の計算明細書等で計算した結果を入力してください。  
 なお、控除を受けるためには、所定の書類を添付する必要がある場合があります。

☆ 電子証明書等特別控除の適用を受けるには、電子申告を行うことが前提となります。  
 また、同控除の適用を受けられるのは1回のみです。ご注意ください。

その他:

青色申告特別控除(46)	0	円	本年分で差し引く	0	円
雑所得・一時所得等の	0	円	繰越損失額(49)		
源泉徴収控除(47)			平均課税対象金額(50)	0	円

所得税確定申告書（税金の計算等）

メニューへ 戻る

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > **税金の計算等** > 所得税印刷

第二部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

**改修後**

税金の計算: \* 分離課税の無い方は、税額(分離用の記入は必要ありません。)

税額(27)	自動計算	36,264,800	円	(特定増改築等)	区分		
	分離用	0	円	住宅借入金等特別控除(30)	(6~8可)		金額 0
項目(29)	区分(1のみ可)	1		政党等寄附金特別控除	区分		金額 0
	名称	投資税額等		(31)~(34)	(1のみ可)		
	金額	0	円	住宅耐震改修特別控除			
				住宅特定改修・認定長期優良	区分		金額 0
				住宅新築等特別税額控除	(1~3可)		
				(35)~(37)			
				電子証明書等特別控除(38)		0	円 ☆
				災害減免額(40)		0	円
				外国税額控除(41)		0	円
				予定納税額(44)		0	円
				(第1期分・第2期分)			

\* 各種特別控除欄を入力する際は、控除額の計算明細書等で計算した結果を入力してください。  
 なお、控除を受けるためには、所定の書類を添付する必要がある場合があります。

\* 政党等寄附金等特別控除を受ける場合には、寄附金控除を受けることはできません。

☆ 電子証明書等特別控除の適用を受けるには、電子申告を行うことが前提となります。  
 また、同控除の適用を受けられるのは1回のみです。ご注意ください。  
 なお、2011年の電子証明書等特別控除額は4,000円まで、2012年の電子証明書等特別控除額は3,000円までとなります。

その他:

青色申告特別控除(49)	0	円	本年分で差し引く	0	円
--------------	---	---	----------	---	---

2) 項目(29) 区分に1が入力され、金額が未入力の場合、登録ボタン押下時にエラーメッセージを表示するようにしました。

所得税確定申告書 (税金の計算等)

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > **税金の計算等** > 所得税印刷

登録 クリア

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

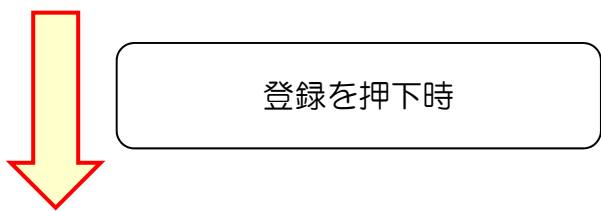
税金の計算: \* 分離課税の無い方は、税額(分離用の記入は必要ありません。)

税額(27)	自動計算	36,264,800 円	< 特定増改築等 >	区分		金額	0 円
	分離用	0 円	住宅借入金等特別控除(30)	(6~8可)	<input type="checkbox"/>		
			政党等寄附金等特別控除(31)~(34)	区分	<input type="checkbox"/>	金額	0 円
項目(29)	区分(1のみ可)	<b>1</b>	住宅耐震改修特別控除	区分	<input type="checkbox"/>	金額	0 円
	名称	投資税額等	住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除(35)~(37)	区分	<input type="checkbox"/>		
	金額	0 円	電子証明書等特別控除(38)	(1~3可)	<input type="checkbox"/>	金額	0 円
			災害減免額(40)		<input type="text"/>	円	☆
			外国税額控除(41)		<input type="text"/>	円	
			予定納税額(44)		<input type="text"/>	円	
			(第1期分・第2期分)		<input type="text"/>	円	

\* 各種特別控除欄に記入する際は、控除額の計算明細書等で計算した結果を入力してください。  
 なお、控除を受けるためには、所定の書類を添付する必要がある場合があります。  
 \* 政党等寄附金等特別控除を受ける場合には、寄附金控除を受けることはできません。  
 ☆ 電子証明書等特別控除の適用を受けるには、電子申告を行うことが前提となります。  
 また、同控除の適用を受けられるのは1回のみです。ご注意ください。  
 なお、2011年の電子証明書等特別控除額は4,000円まで、2012年の電子証明書等特別控除額は3,000円までとなります。

その他:

青色申告特別控除額(49)  0 円 本年分で差し引く  0 円



## 6 住宅借入金等特別控除区分の追加

1) 住宅借入金等特別控除区分が追加となりました。ただし、2010年度までは使用されないため、入力は不可となります。

所得税確定申告書（税金の計算等）

改修前

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

税金の計算: \* 分離課税の無い方は、税額(分離用の記入)は必要ありません。

税額(27)	自動計算	0 円	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除(30)	0	円
	分離用	0	政党等寄附金特別控除(31)	0	円
項目(29)	区分(1のみ可)		住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定長期優良 住宅新築等特別税額控除 (32)~(34)	区分 (1~3可)	金額 0 円
	名称		電子証明書等特別控除(35)	0	円 ☆
	金額	0	災害減免額(37)	0	円
			外国税額控除(38)	0	円
			予定納税額(41) (第1期分・第2期分)	0	円

\* 各種特別控除欄に入力する際は、控除額の計算明細書等で計算した結果を入力してください。  
なお、控除を受けるためには、所定の書類を添付する必要がある場合があります。

☆ 電子証明書等特別控除の適用を受けるには、電子申告を行うことが前提となります。  
また、同控除の適用を受けられるのは1回のみです。ご注意ください。

その他:

青色申告特別控除額(46)	0	円	本年分で差し引く 繰越損失額(49)	0	円
雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額(47)	0	円	平均課税対象金額(50)	0	円

所得税確定申告書（税金の計算等）

改修後

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

税金の計算: \* 分離課税の無い方は、税額(分離用の記入)は必要ありません。

税額(27)	自動計算	36,264,800 円	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除(30)	区分 (6~8可)	金額 0 円
	分離用	0	政党等寄附金特別控除 (31)~(34)	区分 (1のみ可)	金額 0 円
項目(29)	区分(1のみ可)		住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定長期優良 住宅新築等特別税額控除 (35)~(37)	区分 (1~3可)	金額 0 円
	名称		電子証明書等特別控除(38)	0	円 ☆
	金額	0	災害減免額(40)	0	円
			外国税額控除(41)	0	円
			予定納税額(44) (第1期分・第2期分)	0	円

\* 各種特別控除欄に入力する際は、控除額の計算明細書等で計算した結果を入力してください。  
なお、控除を受けるためには、所定の書類を添付する必要がある場合があります。

\* 政党等寄附金等特別控除を受ける場合には、寄附金控除を受けることはできません。

☆ 電子証明書等特別控除の適用を受けるには、電子申告を行うことが前提となります。  
また、同控除の適用を受けられるのは1回のみです。ご注意ください。  
なお、2011年の電子証明書等特別控除額は4,000円まで、2012年の電子証明書等特別控除額は3,000円までとなります。

その他:

青色申告特別控除額(49)	0	円	本年分で差し引く 繰越損失額(49)	0	円
---------------	---	---	-----------------------	---	---

2) 住宅借入金等特別控除区分に6~8以外の値が入力された場合、登録ボタン押下時にエラーメッセージを表示するようにしました。

所得税確定申告書（税金の計算等）

メニュー 戻る

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > **税金の計算等** > 所得税印刷

第二部へ

登録 クリア

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

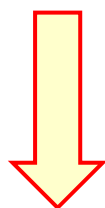
税金の計算: \* 分離課税の無い方は、税額(分離用)の記入は必要ありません。

税額(27)	自動計算	36,264,800 円	(特定増改築等)	区分	9	金額	0 円
	分離用	0 円	住宅借入金等特別控除(30)	区分		金額	0 円
項目(29)	区分(1のみ可)	1	政党等寄附金等特別控除(31)~(34)	区分		金額	0 円
	名称	投資税額等	住宅耐震改修特別控除	区分		金額	0 円
	金額	100,000 円	住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除(35)~(37)	区分		金額	0 円
			電子証明書等特別控除(38)		0	円	☆
			災害減免額(40)		0	円	
			外国税額控除(41)		0	円	
			予定納税額(44)		0	円	
			(第1期分・第2期分)				

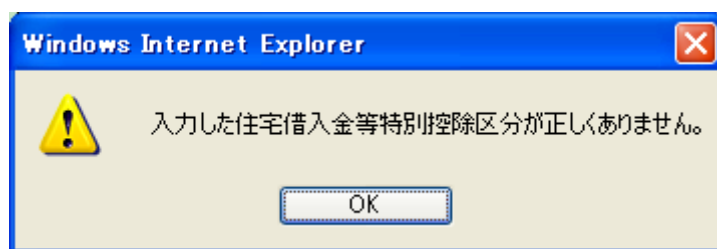
\* 各種特別控除欄に入力する際は、控除額の計算明細書等で計算した結果を入力してください。  
 なお、控除を受けるためには、所定の書類を添付する必要がある場合があります。  
 \* 政党等寄附金等特別控除を受ける場合には、寄附金控除を受けることできません。  
 ☆ 電子証明書等特別控除の適用を受けるには、電子申告を行うことが前提となります。  
 また、同控除の適用を受けられるのは1回のみです。ご注意ください。  
 なお、2011年の電子証明書等特別控除額は4,000円まで、2012年の電子証明書等特別控除額は3,000円までとなります。

その他:

青色申告特別控除額(49) 0 円 本年分で差し引く 0 円



登録を押下時



3) 住宅借入金等特別控除区分に6~8が入力され、住宅借入金等特別控除金額が未入力の場合、登録ボタン押下時にエラーメッセージを表示するようにしました。

所得税確定申告書（税金の計算等）

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

登録 クリア

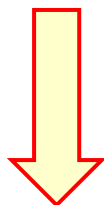
各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

税金の計算: \* 分離課税の無い方は、税額(分離用の記入は必要ありません。)

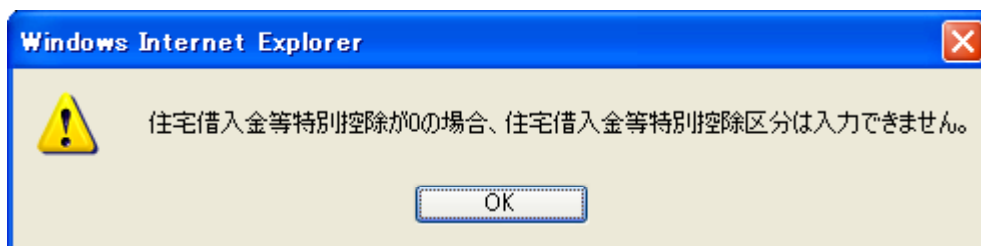
税額(27)	自動計算	36,264,800 円	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除(30)	区分 (6~8可)	6	金額	0 円
	分離用	0 円	政党等寄附金等特別控除 (31)~(34)	区分 (1のみ可)		金額	0 円
項目(29)	区分(1のみ可)	1	住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定長期優良 住宅新築等特別税額控除 (35)~(37)	区分 (1~3可)		金額	0 円
	名称	投資税額等	電子証明書等特別控除(38)		0	円	☆
	金額	100,000 円	災害減免額(40)		0	円	
			外国税額控除(41)		0	円	
			予定納税額(44) (第1期分・第2期分)		0	円	

\* 各種特別控除欄に入力する際は、控除額の計算明細書等で計算した結果を入力してください。  
 なお、控除を受けるためには、所定の書類を添付する必要がある場合があります。  
 \* 政党等寄附金等特別控除を受ける場合には、寄附金控除を受けることできません。  
 ☆ 電子証明書等特別控除の適用を受けるには、電子申告を行うことが前提となります。  
 また、同控除の適用を受けられるのは1回のみです。ご注意ください。  
 なお、2011年の電子証明書等特別控除額は4,000円まで、2012年の電子証明書等特別控除額は3,000円までとなります。

その他:  
 青色申告特別控除額(49) 0 円 本年分で差し引く  
 本控除額が0 円



登録を押下時



## 7 政党等寄附金特別控除区分の追加

- 1) 所得税確定申告書B第一表の政党等寄附金特別控除区分の追加に伴い、政党等寄附金特別控除区分が追加となりました。なお、区分に「1」を入力するのは、寄附金特別控除に該当する金額がある場合となります。ただし、2010年度までは使用されないため、入力は不可となります。

所得税確定申告書（税金の計算等）

改修前

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

税金の計算: \* 分離課税の無い方は、税額(分離用の記入は必要ありません。)

税額(27)	自動計算	0 円	(特定増改築等)		0 円
	分離用	0 円	住宅借入金等特別控除(30)		0 円
項目(29)	区分(1のみ可)		政党等寄附金特別控除(31)		0 円
	名称		住宅耐震改修特別控除	区分(1~3可)	0 円
	金額	0 円	住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除(32)~(34)		0 円
			電子証明書等特別控除(35)		0 円 ☆
			災害減免額(37)		0 円
			外国税額控除(38)		0 円
			予定納税額(41)		0 円
			(第1期分・第2期分)		0 円

\* 各種特別控除欄に入力する際は、控除額の計算明細書等で計算した結果を入力してください。なお、控除を受けるためには、所定の書類を添付する必要がある場合があります。

☆ 電子証明書等特別控除の適用を受けるには、電子申告を行うことが前提となります。また、同控除の適用を受けられるのは1回のみです。ご注意ください。

その他:

青色申告特別控除額(46)	0 円	本年分で差し引く繰越損失額(49)	0 円
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額(47)	0 円	平均課税対象金額(50)	0 円

所得税確定申告書（税金の計算等）

改修後

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

税金の計算: \* 分離課税の無い方は、税額(分離用の記入は必要ありません。)

税額(27)	自動計算	36,264,800 円	(特定増改築等)		0 円
	分離用	0 円	住宅借入金等特別控除(30)	区分(6~8可)	0 円
項目(29)	区分(1のみ可)		政党等寄附金特別控除(31)~(34)	区分(1のみ可)	0 円
	名称		住宅耐震改修特別控除	区分(1~3可)	0 円
	金額	0 円	住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除(35)~(37)		0 円
			電子証明書等特別控除(38)		0 円 ☆
			災害減免額(40)		0 円
			外国税額控除(41)		0 円
			予定納税額(44)		0 円
			(第1期分・第2期分)		0 円

\* 各種特別控除欄に入力する際は、控除額の計算明細書等で計算した結果を入力してください。なお、控除を受けるためには、所定の書類を添付する必要がある場合があります。

\* 政党等寄附金特別控除を受ける場合には、寄附金控除を受けることはできません。

☆ 電子証明書等特別控除の適用を受けるには、電子申告を行うことが前提となります。また、同控除の適用を受けられるのは1回のみです。ご注意ください。

なお、2011年の電子証明書等特別控除額は4,000円まで、2012年の電子証明書等特別控除額は3,000円までとなります。

その他:

青色申告特別控除額(49)	0 円	本年分で差し引く繰越損失額(49)	0 円
---------------	-----	-------------------	-----

2) 政党等寄附金特別控除区分に1以外の値が入力された場合、登録ボタン押下時にエラーメッセージを表示するようにしました。

所得税確定申告書（税金の計算等）

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > **税金の計算等** > 所得税印刷

第二部へ

登録 クリア

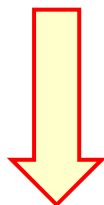
各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

税金の計算: \* 分離課税の無い方は、税額(分離用)の記入は必要ありません。

税額(27)	自動計算	36,264,800 円	(特定増改築等) 区分		金額	0 円
	分離用	0 円	住宅借入金等特別控除(30) 区分	6~8可		
			政党等寄附金等特別控除(31)~(34) 区分	(1のみ可)	9	0 円
項目(29)	区分(1のみ可)	1	住宅耐震改修特別控除 区分			0 円
	名称	投資税額等	住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除(35)~(37) 区分	(1~3可)		0 円
	金額	100,000 円	電子証明書等特別控除(38)		0 円	☆
			災害減免額(40)		0 円	
			外国税額控除(41)		0 円	
			予定納税額(44) (第1期分・第2期分)		0 円	

\* 各種特別控除欄に入力する際は、控除額の計算明細書等で計算した結果を入力してください。  
 なお、控除を受けるためには、所定の書類を添付する必要がある場合があります。  
 \* 政党等寄附金等特別控除を受ける場合には、寄附金控除を受けることはできません。  
 ☆ 電子証明書等特別控除の適用を受けるには、電子申告を行うことが前提となります。  
 また、同控除の適用を受けられるのは1回のみです。ご注意ください。  
 なお、2011年の電子証明書等特別控除額は4,000円まで、2012年の電子証明書等特別控除額は3,000円までとなります。

その他:  
 青色申告特別控除(49) 0 円 本年分で差し引く 0 円



登録を押下時



3) 政党等寄附金等特別控除区分に1が入力され、政党等寄附金等特別控除金額が未入力の場合、登録ボタン押下時にエラーメッセージを表示するようにしました。

所得税確定申告書（税金の計算等）

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > **税金の計算等** > 所得税印刷

第二部へ

登録 クリア

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

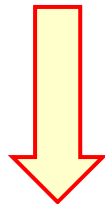
税金の計算: \* 分離課税の無い方は、税額(分離用)の記入は必要ありません。

税額(27)	自動計算	36,264,800 円	(特定増改築等)	区分	金額
	分離用	0 円	住宅借入金等特別控除(30)	(6~8可)	0 円
			政党等寄附金等特別控除(31)~(34)	区分	金額
				(1のみ可)	0 円
項目(29)	区分(1のみ可)	1	住宅耐震改修特別控除	区分	金額
	名称	投資税額等	住宅特定改修・認定長期優良	(1~3可)	0 円
	金額	100,000 円	住宅新築等特別税額控除(35)~(37)		
			電子証明書等特別控除(38)		0 円 ☆
			災害減免額(40)		0 円
			外国税額控除(41)		0 円
			予定納税額(44)		0 円
			(第1期分・第2期分)		

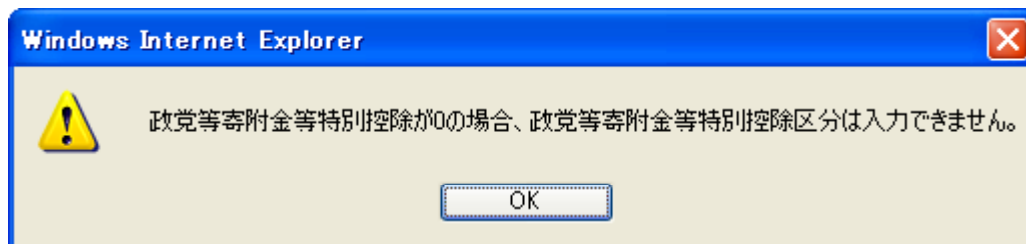
\* 各種特別控除欄に入力する際は、控除額の計算明細書等で計算した結果を入力してください。  
 なお、控除を受けるためには、所定の書類を添付する必要があります。  
 \* 政党等寄附金等特別控除を受ける場合には、寄附金控除を受けることできません。  
 ☆ 電子証明書等特別控除の適用を受けるには、電子申告を行うことが前提となります。  
 また、同控除の適用を受けられるのは1回のみです。ご注意ください。  
 なお、2011年の電子証明書等特別控除額は4,000円まで、2012年の電子証明書等特別控除額は3,000円までとなります。

その他:

青色申告特別控除(49) 0 円 本年分で差し引く控除額(50) 0 円



登録を押下時



## 8 所得の内訳の変更

- 1) 所得税確定申告書B第二表の所得の内訳の変更に伴い、6行目の内訳の入力が不可となりました。

所得税確定申告書（所得の内訳）

メニューへ ？ 戻る

所得の内訳 > 事業専従者 > 住民税・事業税 > 納税情報等 > 金融機関情報 > 所得税印刷

第一部へ

所得の内訳を入力して、登録ボタンを押して下さい。

改修前

所得の内訳:

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は 給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
内訳1:		0円	0円
内訳2:		0円	0円
内訳3:		0円	0円
内訳4:		0円	0円
内訳5:		0円	0円
内訳6:		0円	0円
合計額		0円	0円

雑所得(公的年金等以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項:

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
事項1:		0円	0円	0円
事項2:		0円	0円	0円
事項3:		0円	0円	0円
事項4:		0円	0円	0円
合計額		0円	0円	0円

所得税確定申告書（所得の内訳）

メニューへ ？ 戻る

所得の内訳 > 事業専従者 > 住民税・事業税 > 納税情報等 > 金融機関情報 > 所得税印刷

第一部へ

所得の内訳を入力して、登録ボタンを押して下さい。

改修後

所得の内訳:

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は 給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
内訳1:	営業等 とうきょう	10,000円	0円
内訳2:	農業 かながわ	10,000円	0円
内訳3:	不動産 ちば	10,000円	0円
内訳4:	利子 さいたま	10,000円	0円
内訳5:	配当 とちぎ	10,000円	0円
内訳6:		0円	0円
合計額		50,000円	0円

雑所得(公的年金等以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項:

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
事項1:	配当 いばらき	5,000円	0円	5,000円
事項2:	雑 その他 ふくしま	5,000円	0円	5,000円
事項3:	譲渡短期 ながの	5,000円	0円	5,000円
事項4:	譲渡長期 にいがた	5,000円	0円	5,000円

- 2) 以前のバージョンで2011年度以降の所得税申告書データ作成が行われている場合は、登録ボタン押下時にクリア確認メッセージを表示するようにしました。

所得税確定申告書（所得の内訳）

メニュー 検索

所得の内訳 > 事業専従者 > 住民税・事業税 > 納税情報等 > 金融機関情報 > 所得税印刷

第一部へ

登録 クリア

所得の内訳を入力して、登録ボタンを押して下さい。

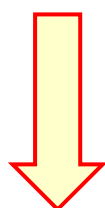
所得の内訳:

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は 給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
内訳1:	営業等 とうきょう	10,000 円	0 円
内訳2:	農業 かながわ		
内訳3:	不動産 ちば		
内訳4:	利子 さいたま		
内訳5:	配当 とちぎ	10,000 円	0 円
内訳6:	配当 仙台	10,000 円	0 円
合計額		60,000 円	0 円

以前のバージョンでデータが作成されている場合

雑所得(公的年金等以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項:

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
事項1:	配当 いばらき	5,000 円	0 円	5,000 円
事項2:	雑 その他 ふくしま	5,000 円	0 円	5,000 円
事項3:	譲渡短期 なかの	5,000 円	0 円	5,000 円
事項4:	譲渡長期 にいがた	5,000 円	0 円	5,000 円



登録を押下時



## 9 事業専従者に関する事項の変更

- 1) 所得税確定申告書B第二表の事業専従者に関する事項の変更に伴い、3行目の専従者の入力が不可となりました。

所得税確定申告書（事業専従者）

改修前

所得の内訳 >
事業専従者 >
 住民税・事業税 >
 納税情報等 >
 金融機関情報 >
 所得税印刷

第一部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

事業専従者に関する事項:

	氏名	続柄	生年月日	従事月数・ 程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
専従者1:	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="text"/>	0円
専従者2:	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="text"/>	0円
専従者3:	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="text"/>	0円
<b>専従者給与(控除)額の合計額(45)</b>					<b>0円</b>

特例適用条件等:

所得税確定申告書（事業専従者）

改修後

所得の内訳 >
事業専従者 >
 住民税・事業税 >
 納税情報等 >
 金融機関情報 >
 所得税印刷

第一部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

事業専従者に関する事項:

	氏名	続柄	生年月日	従事月数・ 程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
専従者1:	<input type="text" value="てすと1"/>	<input type="text" value="母"/>	<input type="text" value="1950年03月03日"/>	<input type="text" value="てすと"/>	50,000円
専従者2:	<input type="text" value="てすと2"/>	<input type="text" value="父"/>	<input type="text" value="1950年03月03日"/>	<input type="text" value="つと"/>	50,000円
専従者3:	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="text"/>	0円
<b>専従者給与(控除)額の合計額(48)</b>					<b>100,000円</b>

特例適用条件等:

※2011年度以降は専従者の入力は2人までとなっております。

- 25 -

2) 以前のバージョンで2011年度以降の所得税申告書データ作成が行われている場合は、登録ボタン押下時にクリア確認メッセージを表示するようにしました。

所得税確定申告書（事業専従者）

メニュー 検索

所得の内訳 > 事業専従者 > 住民税・事業税 > 納税情報等 > 金融機関情報 > 所得税印刷

第一部へ

登録 クリア

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

事業専従者に関する事項:

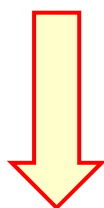
氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
専従者1: てすと1	母	1950年03月03日	50,000円
専従者2: てすと2	父	1950年03月03日	50,000円
専従者3: てすと3	子	1950年03月03日	50,000円

専従者給与(控除)額の合計額(48) 150,000円

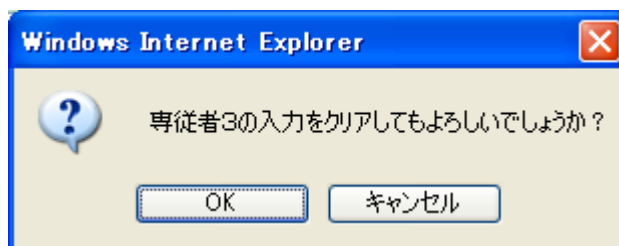
特例適用条件等:

※2011年度以降は専従者の入力は2人までとなっております。

以前のバージョンでデータが作成されている場合



登録を押下時





## 10 扶養親族入力欄の追加

- 1) 所得税確定申告書B第二表の扶養控除の扶養親族欄と住民税の扶養親族欄の変更に伴い、16歳未満の扶養親族を入力するため、扶養親族1~3の入力欄が追加となりました。ただし、2010年度までは入力しないため、入力不可となります。

所得税確定申告書（住民税・事業税）

メニューへ 戻る

所得の内訳 > 事業専従者 > **住民税・事業税** > 納税情報等 > 金融機関情報 > 所得税印刷

第一部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

改修前

給与所得・公的年金等に  
係る所得以外の  
住民税の徴取方法の選択

選択しない  
 給与から差引き(特別徴収)  
 自分で納付(普通徴収)

別居の控除対象配偶者・  
扶養親族・事業専従者

氏名   
 住所

所得税で控除対象配偶者  
などとした専従者

氏名   
 給与  0円

住民税:

配当に関する住民税の特例  0円  
 非居住者の特例  0円  
 配当割額控除額  0円  
 株式等譲渡所得割額控除額  0円  
 寄附金税額控除  
 都道府県 市区町村分  0円  
 住所地の共同募金会、  
 日赤支部分  0円  
 条例指定分  
 都道府県  0円  
 市区町村  0円

事業税:

非課税所得など 番号  0番 所得金額  0円  
 損益通算の特例適用前の不動産所得  0円  
 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額  0円  
 事業用資産の譲渡損失など  0円  
 前年中の間(廃)業  無し  開始  廃止  
 2011年  月  日  
 他都道府県の事務所等

所得税確定申告書（住民税・事業税）

メニューへ 戻る

所得の内訳 > 事業専従者 > **住民税・事業税** > 納税情報等 > 金融機関情報 > 所得税印刷

第一部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

改修後

扶養親族1 氏名  続柄  生年月日  年  月  日 別居の場合の住所

扶養親族2 氏名  続柄  生年月日  年  月  日 別居の場合の住所

扶養親族3 氏名  続柄  生年月日  年  月  日 別居の場合の住所

配当に関する住民税の特例  0円  
 非居住者の特例  0円  
 配当割額控除額  0円  
 株式等譲渡所得割額控除額  0円  
 寄附金税額控除  
 都道府県 市区町村分  0円  
 住所地の共同募金会、  
 日赤支部分  0円  
 条例指定分  
 都道府県  0円  
 市区町村  0円

事業税:

非課税所得など 番号  0番 所得金額  0円  
 損益通算の特例適用前の不動産所得  0円  
 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額  0円  
 事業用資産の譲渡損失など  0円  
 前年中の間(廃)業  無し  開始  廃止  
 2014年  月  日  
 他都道府県の事務所等

※住民税の扶養親族項目には16歳以上の扶養親族は入力できません。

## 1 不動産所得における金額への対応

- 1) 青色申告決算書で土地等を取得するために要した負債の利子の額が入力されており、不動産所得がマイナスの場合は警告メッセージを表示するようにしました。

所得税確定申告書（収入・所得）

メニューへ 送信 戻る

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

登録 クリア

収入金額、必要経費等を入力して、登録ボタンを押して下さい。

所得の種類	収入金額	必要経費	特別控除額	所得金額
営業等	(ア) 100,000円			(1) 100,000円
農業	(イ) 0円			(2) 0円
不動産	(ウ) 100,000円			(3) 0円
利子	(エ) 0円			(4) 0円
配当	(オ) 0円	0円		(5) 0円
給与	(カ) 0円			(6) 0円
雑	公的年金等	(キ) 0円		(7) 0円
	その他	(ク) 0円	0円	
経常所得				100,000円

青色申告決算書で土地等を取得するために要した負債の利子の額00,000円を入力しておりますので、不動産の所得金額が-10,000円となります。ご確認の上、不動産の所得金額を修正してください。また、土地等を取得するために要した負債の利子の額を入力している場合には、所得税申告書の第1表の不動産所得金額の欄「不」と手書きする必要があります。ただし、不動産の所得金額を修正した場合、ネットde記帳で電子申告は行えません。

警告メッセージが表示される

## 2 不動産所得における金額のチェック

- 1) 登録時の不動産所得金額の入力欄の金額と、青色申告書で作成した不動産金額がマイナスの場合で負債の利子額がある場合の算出金額が異なる場合にエラーとするようチェックを強化しました。

所得税確定申告書（収入・所得）

メニューへ 戻る

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > 各保険控除 > 配偶者扶養控除 > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

登録 クリア

収入金額、必要経費等を入力して、登録ボタンを押して下さい。

所得の種類	収入金額	必要経費	特別控除額	所得金額
営業等	(ア) 100,000円			(1) 100,000円
農業	(イ) 0円			(2) 0円
不動産	(ウ) 100,000円			(3) 10,000円
利子	(エ) 0円			(4) 0円
配当	(オ) 0円			0円
給与	(カ) 0円			0円
雑	公的年金等	(キ) 0円		0円
	その他	(ク) 0円		0円
経常所得				110,000円

入力した不動産所得金額と異なる

青色申告決算書で土地等を取得するために要した負債の利子の額00,000円を入力しておりますので、不動産の所得金額が-10,000円となります。ご確認の上、不動産の所得金額を修正してください。また、土地等を取得するために要した負債の利子の額を入力している場合には、所得税申告書の第1表の不動産所得金額の欄に「-」と手書きする必要があります。ただし、不動産の所得金額を修正した場合、ネットde記帳で電子申告は行えません。

登録を押下時

Windows Internet Explorer

?

青色申告決算書で土地等を取得するために要した負債の利子の額が入力されています。入力された不動産の所得金額が異なっておりますが、よろしいでしょうか。

OK キャンセル

## 1 地震保険料控除の入力欄の変更

地震保険料と旧長期損害保険料の入力欄を一つにし、一つの契約で地震保険と旧長期損害保険の両方を入力できるように変更し、確定申告書第二表に記載される地震保険料と旧長期損害保険料の計を表示するように変更しました。

また、入力欄にある注意書きの一部も変更しました。

変更前

所得税確定申告書（各保険控除）

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > **各保険控除** > 配偶者扶養控除 > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

一般の保険料の計 0円 個人年金保険料の計 0円  
 生命保険料控除額(14) 0円

地震保険料控除:  源泉徴収票のとおり 注意: 最大控除額は50,000円です。

保険会社等の名称	支払保険料	保険会社等の名称	支払保険料
	0円		0円

地震保険料の計 0円 旧長期損害保険料の計 0円  
 地震保険料控除額(15) 0円

注意: 給与所得者が、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた金額を申告する場合  
 社会保険料控除は、社会保険の種類に「源泉徴収票のとおり」と入力して、支払保険料の合計金額を入力してください。  
 小規模企業共済等掛金控除は、掛金の種類に「源泉徴収票のとおり」と入力して、支払掛金の合計金額を入力してください。

注意: 給与所得者が、既に年末調整の際に給与所得から控除を受け、その計算の差となった支払金額に変更がない場合  
 生命保険料控除は、「源泉徴収票の金額」をチェックして、控除額を入力してください。  
 地震保険料控除は、「源泉徴収票の金額」をチェックして、控除額を入力してください。

注意: 一つの納税者に地震保険料と旧長期損害保険料が記載されている場合(手引きの(B)の欄が存在する場合)は、「源泉徴収票のとおり」にチェックを入れた上で、金額を分けて入力してください。  
 明細を入力すると(A)+(D)として扱われます。ご注意ください。

変更後

所得税確定申告書（各保険控除）

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損失 > 雑損控除等 > **各保険控除** > 配偶者扶養控除 > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

一般の保険料の計 0円 個人年金保険料の計 0円  
 生命保険料控除額(14) 0円

地震保険料控除:  源泉徴収票のとおり 注意: 最大控除額は50,000円です。

保険会社等の名称	地震保険料	旧長期損害保険料
	0円	0円

入力された地震保険料の計 0円 入力された旧長期損害保険料の計 0円  
 申告書に記載される地震保険料の計 0円 申告書に記載される旧長期損害保険料の計 0円  
 地震保険料控除額(15) 0円

注意: 給与所得者が、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた金額を申告する場合  
 社会保険料控除は、社会保険の種類に「源泉徴収票のとおり」と入力して、支払保険料の合計金額を入力してください。  
 小規模企業共済等掛金控除は、掛金の種類に「源泉徴収票のとおり」と入力して、支払掛金の合計金額を入力してください。

注意: 給与所得者が、既に年末調整の際に給与所得から控除を受け、その計算の差となった支払金額に変更がない場合  
 生命保険料控除は、「源泉徴収票の金額」をチェックして、控除額を入力してください。  
 地震保険料控除は、「源泉徴収票の金額」をチェックして、控除額を入力してください。

注意: 一つの納税者に地震保険料と旧長期損害保険料が記載されている場合には、1行で地震保険料と旧長期損害保険料の両方を入力してください。  
 なお、1つの保険会社等で地震保険料と旧長期損害保険料の両方を控除している場合でも、それぞれが別の源泉徴収票の場合は、行を分けて入力してください。

地震保険料と旧長期損害保険料の入力欄を一つにし、一つの契約で地震保険と旧長期損害保険の両方を入力できるように変更

申告書に記載される保険料の計を表示

注意書きの一部を変更

## 1 障害者控除額、扶養控除額における入力チェック

1) 扶養親族1～4に入力があり、障害者控除額または扶養控除額に金額が入力されている場合、エラーメッセージを表示するようにしました。

所得税確定申告書（配偶者扶養控除）

メニューへ 登録 クリア

収入・所得 > 損益通算 > 繰越損金 > 雑損控除等 > 各保険控除 > **配偶者扶養控除** > 税金の計算等 > 所得税印刷

第二部へ

各項目を入力して、登録ボタンを押して下さい。

寡婦寡夫控除：  
寡婦寡夫区分  原因

障害者控除、配偶者控除、扶養控除：

氏名	続柄	生年月日	障害者区分	扶養控除額
本人 事業所太郎	本人	1980年04月01日		
配偶者	配偶者	年 月 日		
勤労学生控除(1.9) 控除額 0円				
配偶者(特別)控除額(2.22) 控除額 0円				
氏名	続柄	生年月日	障害者区分	扶養控除額
扶養親族1	扶養親族1	2011年1月1日	障害者	380,000円
扶養親族2		年 月 日		0円
扶養親族3		年 月 日		0円
扶養親族4		年 月 日		0円
5人以上の場合、こちらに合計額を入力してください。→			障害者控除額	扶養控除額
			10,000円	20,000円
			障害者控除額(2)	扶養控除額(2)
			10,000円	20,000円

扶養親族1～4に入力があり、障害者控除額または扶養控除額に金額が入力されている

※5人以上の欄に金額が入力された場合は、それぞれ入力した金額が控除額として出力されます。  
※5人以上の欄に入力された金額は、万円未満切捨てで登録されます。

登録を押下時



## 1 被災者損失申告有無の選択

Ver.6.6.1より対応

1) 2011年度から、東日本大震災による損失申告かどうかを選択可能としました。

所得税確定申告書選択

会計年度: 2011年度 ★事業主生年月日: 1 年 月 日

★納税地の地方自治体コード: 1

★1月1日現在の地方自治体コード: 1

注: ★は必須入力です。事業主生年月日は、雑所得(公的年金等)の計算にて使用します。  
 ☆は電子申告を行う場合は必須入力です。納税地の地方自治体コードと1月1日現在の地方自治体コードが同一の場合は、1月1日現在の地方自治体コードは省略しても構いません。  
 表示される地方自治体名は 2010年4月30日 時点の情報となります。合併統廃合等により変更される可能性がありますので、正確な情報は財団法人 地方自治情報センターの情報をご確認ください。

所得税申告書作成処理 所得税申告書印刷

「所得税申告書作成処理」ボタン又は「所得税申告書印刷」ボタンをクリックして下さい。

改修前

所得税確定申告書選択

会計年度: 2011年度 ★事業主生年月日: 1 1970年 10月 05日

★納税地の地方自治体コード: 1 101032 港区

★1月1日現在の地方自治体コード: 1 101032 港区

東日本大震災の被災者用の損失申告: 1

注: ★は必須入力です。事業主生年月日は、雑所得(公的年金等)の計算にて使用します。  
 ☆は電子申告を行う場合は必須入力です。納税地の地方自治体コードと1月1日現在の地方自治体コードが同一の場合は、1月1日現在の地方自治体コードは省略しても構いません。  
 表示される地方自治体名は 2010年4月30日 時点の情報となります。合併統廃合等により変更される可能性がありますので、正確な情報は財団法人 地方自治情報センターの情報をご確認ください。

所得税申告書作成処理 所得税申告書印刷

「所得税申告書作成処理」ボタン又は「所得税申告書印刷」ボタンをクリックして下さい。

改修後

2) 2011年度で東日本大震災の被災者用損失申告のチェックをつけて作成処理や印刷を行った後、被災者の方のチェックを外して「所得税確定申告書作成処理」「所得税確定申告書印刷」のボタンを押下した場合、被災者の損失申告情報のクリア確認メッセージを表示するようにしました。

**所得税確定申告書選択**

会計年度: 2011年度 ★事業主生年月日 : 1970年10月05日

★納税地の地方自治体コード : 131032 港区 **検索**

★1月1日住所の地方自治体コード : 131032 港区 **検索**

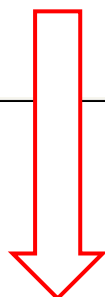
東日本大震災の被災者用の損失申告 :

注: ★は必須入力です。事業主生年月日は、雑所得(公的年金等)の計算にて使用します。  
 ☆は電子申告を行う場合は必須入力です。納税地の地方自治体コードと1月1日住所の地方自治体コードが同一の場合は、1月1日住所の地方自治体コードは省略しても構いません。  
 表示される地方自治体名は 2010年8月5日 時点の情報となります。  
 りますので、正確な情報は財団法人 地方自治情報センターの情報をご

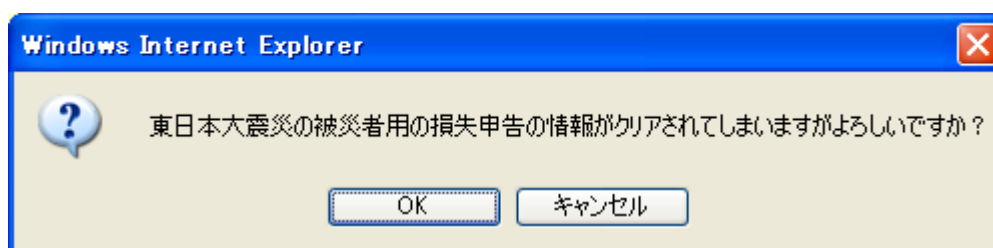
**所得税申告書作成処理** **所得税申告書印刷**

一度チェックを付けて作成処理や印刷を行った後、チェックを外す

「所得税申告書作成処理」ボタン又は「所得税申告書印刷」ボタンをクリックして下さい。



所得税申告書作成処理、または  
所得税申告書印刷を押下時



- 3) 2011年度に東日本大震災の被災者用の損失申告のチェックをつけて作成処理や印刷を行った場合、2012年度以降に「所得税確定申告書作成処理」「所得税確定申告書印刷」を押下した場合、エラーメッセージを表示するようにしました。

**所得税確定申告書選択**

会計年度: 2012年度 ★事業主生年月日 : 1980年 01月 01日

★納税地の地方自治体コード : 011002 札幌市 **検索**

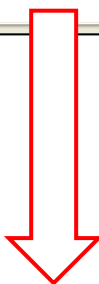
★1月1日住所の地方自治体コード : 011002 札幌市 **検索**

注: ★は必須入力です。事業主生年月日は、雑所得(公的年金等)の計算にて使用します。

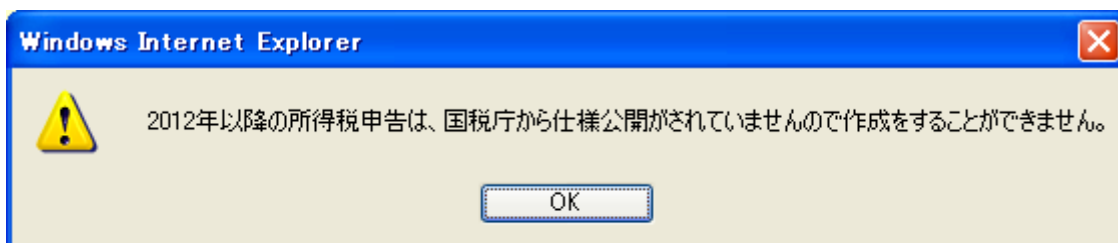
★は電子申告を行う場合は必須入力です。納税地の地方自治体コードと1月1日住所の地方自治体コードが同一の場合は、1月1日住所の地方自治体コードは省略しても、構いません。  
表示される地方自治体名は 2010年8月5日 時点の情報となります。合併統廃合等により変更される可能性がありますので、正確な情報は財団法人 地方自治情報センターの情報をご確認ください。

**所得税申告書作成処理**      **所得税申告書印刷**

「所得税申告書作成処理」ボタン又は「所得税申告書印刷」ボタンをクリックして下さい。



所得税申告書作成処理、または  
所得税申告書印刷を押下時



## 2 被災者繰越損失画面の追加

Ver.6.6.1より対応

- 1) 所得税申告書選択画面で、東日本大震災の被災者用の損失申告にチェックをつけた場合、繰越損失画面を被災者専用に変更されます。

所得税確定申告書（繰越損失）

メニューへ

登録 入力履歴 > 損益通算 > 繰越損失 > 繰越控除額 > 繰越控除額 > 配当金控除額 > 税金の計算書 > 所得税印刷

第二部へ

登録 クリア

年次繰越処理を複数回行った場合は各年度別の損失の繰越金額を確認してください。

所得金額の合計金額 0円

### 純損失の繰越控除の特例に係る要件判定

事業所得	平成22年事業所得損失額	△	0円
	平成23年事業所得損失額	△	0円
	事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額 (ア+イ)/ウ × 0.1のときは該当	△	0円
			非該当
不動産所得	平成22年不動産所得損失額	△	0円
	平成23年不動産所得損失額	△	0円
	不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額 (ア+イ)/ウ × 0.1のときは該当	△	0円
			非該当

### 翌年以降に繰り越す損失額

白色申告者の損失金額	要件非該当	被災純損失以外の繰越損失金額	△	0円
		被災純損失金額	△	0円
	要件該当	平成23年 繰越損失金額	△	0円
居住用財産に係る適宜後譲渡損失の金額			△	0円

### 被災事業用資産所得の種類

被災事業用資産の種類の種類	被災の理由	発生年月日	所得金額	引当金などで補てんされる金額	引当金控除額(A)-B
山林以外 畜養用・農業		年 月 日	0円	0円	0円
うち 雑草等損失額			0円		0円
うち 固定資産損失額			0円		0円
不動産		年 月 日	0円	0円	0円
うち 雑草等損失額			0円		0円
山林		年 月 日	0円	0円	0円
うち 雑草等損失額			0円		0円

### 翌年以降に繰り越される本年分の繰越損失の金額

特定繰越損失以外の繰越損失の金額	0円
特定繰越損失の金額	0円

### 繰越損失を差し引く計算

年度	損失の種類	前年度までに引ききれなかった額	本年分で差し引く損失額	翌年度以降に繰り越して差し引かれる損失額
3年前	繰越損失	0円	0円	0円
	山林以外の所得の損失	0円	0円	0円
	山林所得の損失	0円	0円	0円
	居住用財産に係る適宜後譲渡損失額	0円	0円	0円
	雑損失	0円	0円	0円
2年前	繰越損失	0円	0円	0円
	山林以外の所得の損失	0円	0円	0円
	山林所得の損失	0円	0円	0円
	居住用財産に係る適宜後譲渡損失額	0円	0円	0円
	雑損失	0円	0円	0円
前年	繰越損失	0円	0円	0円
	被災純損失以外の損失	0円	0円	0円
	山林以外の所得の損失	0円	0円	0円
	山林所得の損失	0円	0円	0円
	被災純損失	0円	0円	0円
	山林以外の所得の損失	0円	0円	0円
	山林所得の損失	0円	0円	0円
居住用財産に係る適宜後譲渡損失額	0円	0円	0円	
特定繰越損失以外の繰越損失の金額	0円	0円	0円	
特定繰越損失の金額	0円	0円	0円	

※短期分譲譲渡、長期分譲譲渡、株式譲渡の譲渡、先物取引は対応していません。  
 ※当該年度においてネット0記載以外で損失申告を行っている場合のみ、手入力してください。  
 ※変動所得、被災事業用資産の損失額は対応していません。白色申告の場合は対応していません。

### 3 所得税確定申告書印刷の変更

Ver.6.6.1より対応

- 1) 2011年度に東日本大震災の被災者用損失申告にチェックを付けた場合、被災者損失申告であることがわかるように画面の文言を切り替えて表示します。

The screenshot shows the '所得稅確定申告書印刷' (Tax Return Printing) window. The fiscal year is set to 2011. Under '種類' (Type), '青色' (Blue) and '損失' (Loss) are checked. The '印刷項目' (Print Items) list includes '所得稅申告書B(第一表)', '所得稅申告書B(第二表)', '所得稅申告書(第四表 損失申告用)', and '損益の通算の計算書'. The '所得稅申告書(第四表 損失申告用)' item is highlighted with a red box. A callout box on the right contains the text '被災者用以外' (Non-disaster victims). Below the list, there are instructions for PDF settings for Acrobat Reader 5.0 and Adobe Reader 6.0, and a '印刷' (Print) button.

被災者用以外

The screenshot shows the same '所得稅確定申告書印刷' (Tax Return Printing) window. The fiscal year is 2011. Under '種類' (Type), '青色' (Blue) and '損失' (Loss) are checked. The '印刷項目' (Print Items) list includes '所得稅申告書B(第一表)', '所得稅申告書B(第二表)', '所得稅申告書(第四表 被災者損失申告用)', and '損益の通算の計算書'. The '所得稅申告書(第四表 被災者損失申告用)' item is highlighted with a red box. A callout box on the right contains the text '被災者用' (Disaster victims). Below the list, there are instructions for PDF settings for Acrobat Reader 5.0 and Adobe Reader 6.0, and a '印刷' (Print) button.

被災者用

- ※ 第四表の印刷を行った場合、被災者以外は第四表（一）、第四表（二）の2帳票が出力されます。被災者は上記に加え、第四表付表（一）、第四表付表（二）の計4帳票が出力されます。

2) 所得税申告書印刷ボタン押下時に、下記項目のチェックを行い、該当項目のエラーメッセージを表示するようにしました。

- ・所得の内訳の内訳6に入力がある。
- ・事業専従者の専従者3に入力がある。
- ・配偶者控除、扶養控除の扶養親族4に入力がある。

所得税確定申告書印刷

会計年度(西暦): 2014年

種類  青色  分離  損失  
 修正  特農

所得税申告書B(第一表)  
 所得税申告書B(第二表)  
 所得税申告書(第四表 損失申告用)  
 損益の通算の計算書

\* 種類をチェックすると、第一表の各種類に○が付きます。  
\* 分離をチェックした場合、税金の計算等画面で登録した税額が出力されます。

所得税申告書印刷

作成する申告書にチェックを入れて「所得税申告書印刷」ボタンをクリックしてください。

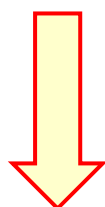
1. PDFの設定

Acrobat Reader 5.0をお使いの場合  
・[印刷部数と調整]の  
[ページの自動回転と中央配置]をチェックします

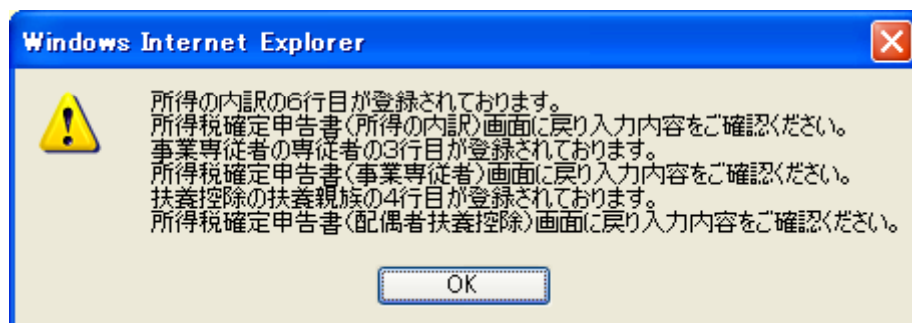
Adobe Reader 6~8をお使いの場合  
・[ページ処理]の[自動回転と中央配置]をチェックします。  
・[ページ処理]の[ページの拡大/縮小]は「なし」を  
選択してください

以上の設定が終わりましたら、[OK] ボタンを押して下さい。

[その他](#)



所得税申告書印刷を押下時



3) 所得税申告書印刷ボタン押下時、寄附金控除額、寄附金特別控除額のチェックを行い、両方入力されている場合、印刷を行うかの確認メッセージを表示するようにしました。

所得稅確定申告書印刷

会計年度(西暦): 2014年

種類  青色  分離  損失  
 修正  特農

所得稅申告書B(第一表)  
 所得稅申告書B(第二表)  
 所得稅申告書(第四表 損失申告用)  
 損益の通算の計算書

\* 種類をチェックすると、第一表の各種類に○が付きます。  
\* 分離をチェックした場合、税金の計算等画面で登録した税額が出力されます。

所得稅申告書印刷

作成する申告書にチェックを入れて「所得稅申告書印刷」ボタンをクリックしてください。

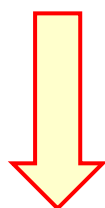
1. PDFの設定

Acrobat Reader 5.0をお使いの場合  
・[印刷部数と調整]の  
[ページの自動回転と中央配置]をチェックします

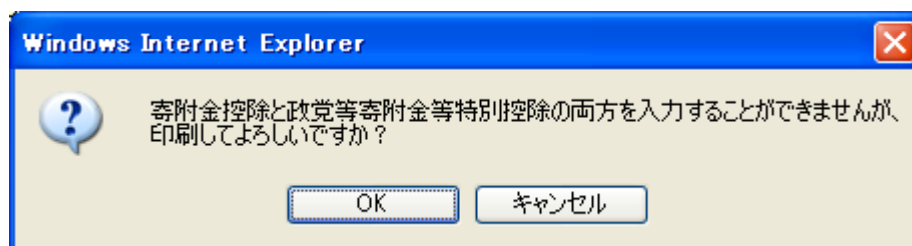
Adobe Reader 6~8をお使いの場合  
・[ページ処理]の[自動回転と中央配置]をチェックします。  
・[ページ処理]の[ページの拡大/縮小]は「なし」を  
選択してください

以上の設定が終わりましたら、[OK] ボタンを押して下さい。

その他



所得稅申告書印刷を押下時



4) 2011年度の東日本大震災の被災者用損失申告をチェックした場合、下記の項目に対してチェックを行い、該当する場合、印刷を行うかの確認メッセージを表示するようにしました。

- ・ Aが0以上の場合、B+Cがゼロ以外の場合
- ・ Aが0未満、 B+Cがゼロの場合
- ・ Aが0未満、 B+CがAより大きい場合
  - A) 損益通算の計算で求めた損失金額（青色申告者の損失金額）
  - B) 被災者用繰越損失画面：青色申告者の損失の金額の合計
  - C) 被災者用繰越損失画面：居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額

所得税確定申告書印刷

会計年度(西暦): 2011年

種類  青色  分離  損失  
 修正  特農

所得税申告書B(第一表)  
 所得税申告書B(第二表)  
 所得税申告書(第四表 被災者損失申告用)  
 損益の通算の計算書

\* 種類をチェックすると、第一表の各種類に○が付きます。  
 \* 分離をチェックした場合、税金の計算等画面で登録した税額が出力されます。

**所得税申告書印刷**

作成する申告書にチェックを入れて「所得税申告書印刷」ボタンをクリックしてください。

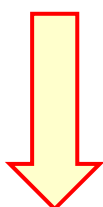
1. PDFの設定

Acrobat Reader5.0をお使いの場合  
 ・[印刷部数と調整]の [ページの自動回転と中央配置] をチェックします

Adobe Reader6~8をお使いの場合  
 ・[ページ処理]の [自動回転と中央配置] をチェックします。  
 ・[ページ処理]の [ページの拡大/縮小]は「なし」を選択してください

以上の設定が終わりましたら、[OK] ボタンを押して下さい。

[その他](#)



所得税申告書印刷を押下時

Windows Internet Explorer

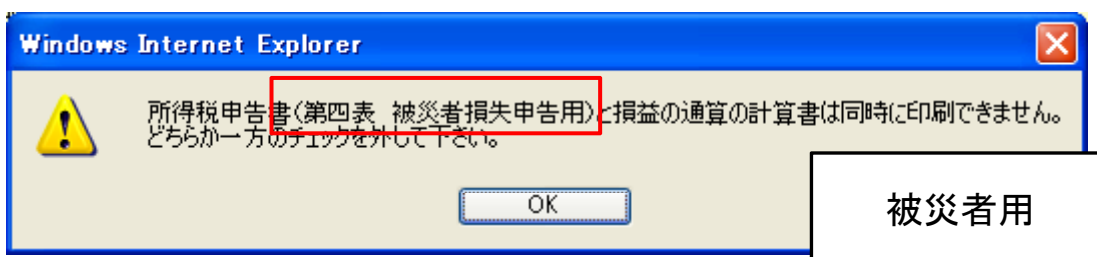
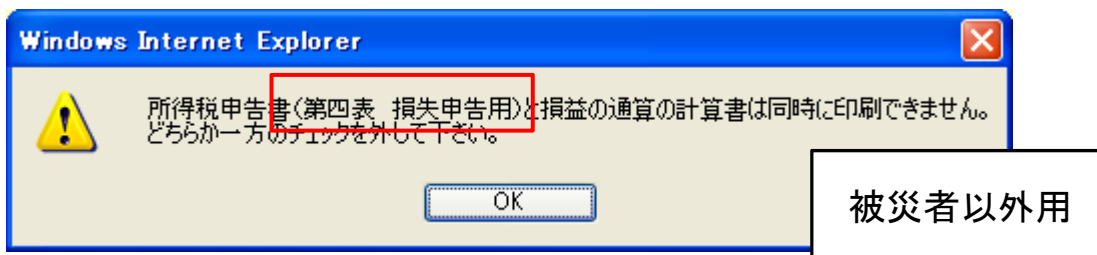
? 青色申告者の損失金額が登録されている損失額と異なりますが、印刷してよろしいですか?

OK キャンセル

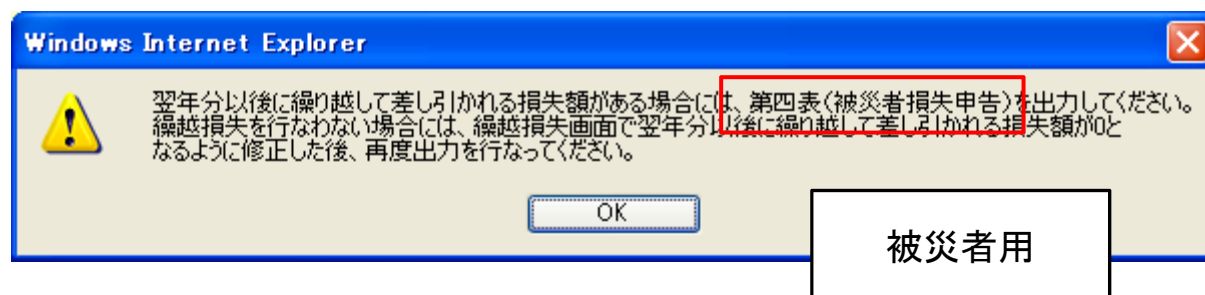
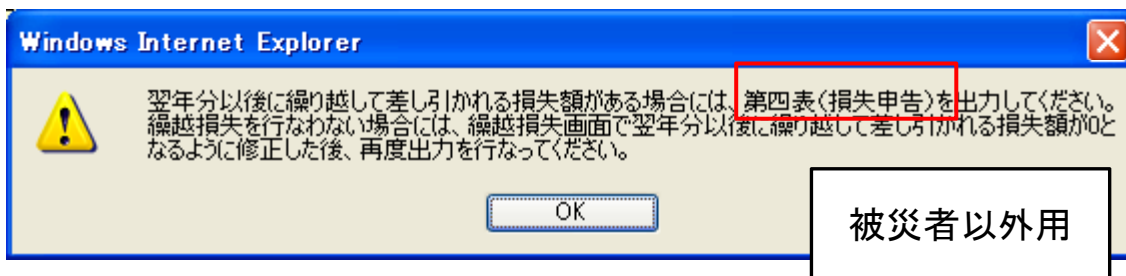
5) 2011年度に東日本大震災の被災者用損失申告にチェックを付けた場合、  
所得税申告書印刷ボタン押下時にチェックを行い、  
以下のメッセージについて被災者損失申告とわかる文言に切り替えました。

- ・ 第四表 と損益通算の計算書が同時にチェックされている場合
- ・ 翌年に繰り越す損失額があり、第四表がチェックされていない場合

- ・ 第四表 と損益通算の計算書が同時にチェックされている場合



- ・ 翌年に繰り越す損失額があり、第四表がチェックされていない場合



記載されている内容は、本書発行時点におけるものです。記載されたすべての情報についてその正確性を保証するものではありません。